

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

大旺新洋株式会社
高知県高知市仁井田1625-2

2. 指名停止措置期間

平成24年11月8日から平成25年3月7日まで（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

公正取引委員会は、平成24年10月17日、国土交通省四国地方整備局及び高知県発注の土木工事について、「独占禁止法」第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして認定した。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2の16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070